

民法の成年年齢引下げの意義と課題

— 未来を担う若年者の自立への期待と新たな支援対策の必要性 —

内田 亜也子

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 現行規定の沿革と成年年齢引下げ議論の契機
 - (1) 現行民法の成年年齢規定
 - (2) 民法で成年年齢が20歳と定められるに至った経緯
 - (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）の制定
3. 諸外国の成年年齢等の状況
4. 法制審議会における検討
 - (1) 成年年齢引下げについての法制審議会における検討結果
 - (2) 婚姻適齢に関する法制審議会答申
5. 法制審議会答申後の議論の経緯
 - (1) 国民投票法の改正
 - (2) 選挙年齢の引下げ
 - (3) 法律案提出へ向けた動き
 - (4) 法律案の検討状況
6. 主な論点
 - (1) 成年年齢を引き下げの場合等の主要論点に対する賛否等
 - (2) 成年年齢を引き下げる民法改正をする場合の施行方法
 - (3) 世論調査の結果と国民に対する広報・啓発の在り方
 - (4) 成年年齢を引き下げる場合の条件、環境整備
7. おわりに

1. はじめに

上川法務大臣は、民法の成年年齢（以下「成年年齢」という。）を20歳から18歳に引き

下げることを内容とする民法改正案の早期の国会提出に意欲を示しており¹、平成30年の常会への提出を視野に準備が進められているとも報道されている²。

本稿では、成年年齢の引下げをめぐる議論の背景・経緯を概観した上で、その主な論点について、法制審議会民法成年年齢部会で出された意見を中心に紹介する。

2. 現行規定の沿革と成年年齢引下げ議論の契機

(1) 現行民法の成年年齢規定

民法は、4条で「年齢二十歳をもって、成年とする。」とし³、5条1項本文で「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」、同条2項で「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。」とし、未成年者はその行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることとしている⁴。また、「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」(818条1項)と定め、未成年者の福祉や財産上の利益は親権者によって保護されることとしている(818、820、824条)。

このように、民法は、契約年齢⁵及び親権に服さなくなる年齢を20歳と定め、契約や親子関係の効果という局面における「成年」と「未成年」の境界を20歳としている。

また、成年年齢の20歳という年齢は、民法以外の多数の法令で各種行為の基準年齢とされていることや、成人式という慣行等に鑑みれば、一般国民の意識においても大人と子どもの範囲を画する基準という意義を持つとされる⁶。

(2) 民法で成年年齢が20歳と定められるに至った経緯

それでは、なぜ成年年齢が20歳と定められたのか。その歴史的な経緯を見ると、我が国で成年年齢が満20歳と最初に定められたのは、明治9年の太政官布告⁷第41号で「自今満貳拾年ヲ以テ丁年ト相定候条此旨布告候事」と発せられた時とされる⁸。太政官布告が出

¹ 法務省ホームページ「上川法務大臣初登庁後記者会見の概要」(平29.8.3)

(http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00923.html) (平29.11.14最終アクセス)

² 『中国新聞』(平29.10.6)

³ 天皇、皇太子及び皇太孫については、皇室典範は成年を18歳とする(皇室典範22条)。

⁴ 例外として、単に権利を得、又は義務を免れる行為(5条1項ただし書)、法定代理人が処分を許した財産上の処分(同条3項)は、未成年者が法定代理人の同意なくして法律行為をなし得る。また、営業を許された未成年者は、許可された営業の範囲内において、成年者と同一の行為能力を有する(6条)。

⁵ 本稿では、完全な行為能力を有し、自らの判断で単独で確定的に有効な契約を結ぶことができる年齢を「契約年齢」と呼ぶこととする。

⁶ 法制審議会「民法の成年年齢の引下げについての意見」別添：法制審議会民法成年年齢部会「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」(平21.10.28)7頁

⁷ 太政官布告とは、明治維新から明治18年に内閣制度が設けられるまでの最高中央官署であった太政官が、全国一般に発した法形式である。(法制審議会民法成年年齢部会第1回会議議事録(平20.3.11)12頁)

⁸ 「成年」の語意は、一人前の大人として認められる年齢のことであり、古くは「丁年」と言われていた。我が国で最初に成年年齢が定められるに至った沿革は、8世紀初頭に制定された大宝令が、課税・兵役の義務を負う「正丁」を21歳以上(当時の21歳は数え年なのでほぼ満20歳に相当)と定めたことに遡るとされるが(中辻雄一朗「成年年齢の引下げ」『民事月報』Vol.69, No.7(平26.7)4頁)、大宝令の正丁は課税・兵役義務の基準を定めたものなので、これをもって私法上の行為能力の基準年齢である今日の成年制と見ることではできないと一般に言われている、とされる。(法制審議会・前掲注7、15頁)

された経緯は、法務省の説明によると、これまでの法令等を参照しても何歳が丁年であるかはっきりせず官民とも不都合があるため検討が開始され、21歳を正丁とする大宝令や諸外国の制度等を考慮した結果、満20歳以上が丁年と定められた、とのことである⁹。

その後、明治23年制定のいわゆるボアソナード民法人事編3条は「丁年」を「成年」に改め、「私権ノ行使ニ関スル成年ハ満二十年トス」と規定し（同法は未施行）、明治29年に制定された現行民法は、3条において「満二十年ヲ以テ成年トス」と規定した。同条は平成16年に現代語化され4条となり、現在に至っている¹⁰。

現行民法の成年年齢が20歳とされた理由については、明治期の立法者が、条約改正交渉のための体裁を整える政治的判断として、近代的な国家を作り上げる必要性から、21歳から25歳を成年年齢としていた当時の欧米の成年制度を受け入れることを基本に、15歳程度を成年とする日本の旧来の慣行（いわゆる元服）をも考慮に入れて、当時の国際的基準からいけばやや低く日本の旧来の慣行からすれば高い成年年齢を、大宝令を理由付けに採用した、と解説されている¹¹。

（3）日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）の制定

成年年齢を引き下げる議論が始まったきっかけは、平成19年5月に制定された「日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という。）」が、憲法改正のための国民投票権を有する者の年齢（以下「国民投票年齢」という。）を満18歳以上と定め（3条）、同法の附則に成年年齢を定める民法等の見直し条項が設けられたことによる。

国民投票年齢が18歳とされた理由は、国民投票年齢を18歳とするのが国際標準であること、憲法改正のための国民投票には多くの国民、特に将来の日本を背負って立つ若い人々に参加してもらおうとの考えに基づく¹²。そして、諸外国では国民投票年齢と公職選挙法の選挙権を有する者の年齢（以下「選挙年齢」という。）及び成年年齢が基本的に一致している例が非常に多いこと等から、我が国でも検討すべきであるとして¹³、同法附則3条で、①国は、国民投票法が施行される平成22年5月18日までの間に、満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされ、②当該措置が講ぜられ、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるま

⁹ 法制審議会・前掲注7、16頁。なお、太政官布告が満20歳を丁年としたのは、明治6年制定の徴兵令で徴兵年齢を20歳としたことも考慮したとされている。（法制審議会・前掲注7、12頁）

¹⁰ 法制審議会・前掲注7、12～13頁

¹¹ 法制審議会・前掲注7、13頁、平田厚「成年年齢引下げの意義と課題」『戸籍時報』No. 646(平21.10) 6頁
¹² 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第4号30頁（平19.4.19）

¹³ 第164回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第3号1頁（平18.3.9）。附則3条が設けられた理由として、①選挙年齢が戦後20歳に引き下げられたのは、成年年齢が20歳であることが挙げられており、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきである、②選挙年齢と国民投票年齢は同じ参政権であるから一致すべきである、③諸外国においても成年年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権・選挙権を与える例が非常に多い、ということが説明されている。（法制審議会・前掲注7、8頁）

での間、憲法改正のための国民投票年齢は満20歳以上とすると定められた¹⁴。

3. 諸外国の成年年齢等の状況

前記2(3)のとおり、国民投票法附則3条が定められた背景には、諸外国の大勢が成年年齢を18歳としている点があった。そこで、諸外国の成年年齢等の状況を概観する。

かつて、大陸法系諸国法制のルーツであるローマ法は成年年齢を25歳、英米法系諸国法制のルーツであるコモンローは成年年齢を21歳としていた。その後、ベトナム戦争を背景に、徴兵年齢等の引下げと併せて1970年代に成年年齢を18歳に引き下げた国が多く、現在では、G7等の主要国を含め、成年年齢を18歳とする国が大多数となっている¹⁵。また、私法上の成年年齢と選挙権年齢を一致させている国も多数であり、成年年齢のデータがある国・地域(187か国(地域を含む))のうち、成年年齢が18歳(16、17歳も含む。)の国は141か国、成年年齢と選挙年齢が一致している国は134か国である¹⁶。

図表1 主要国の各種法定年齢一覧

	私法上の 成年年齢	養親となれ る者の年齢	婚姻適齢		選挙 年齢	国民投票 年齢 ⁽¹⁾	刑事手続で 少年として 扱われなく なる年齢	飲酒 ⁽²⁾		喫煙 ⁽²⁾ (たばこ 購入)
			男	女				店内 飲酒 ⁽³⁾	販売店 購入 ⁽³⁾	
日本	20	20	18	16	18	18 ⁽⁴⁾	20	20	20	20
アメリカ	18 ⁽⁵⁾	18—25 ⁽⁶⁾	18 ⁽⁷⁾		18	-	18 ⁽⁸⁾	21		18
イギリス	18 ⁽⁹⁾	21 ⁽¹⁰⁾	16 ⁽¹¹⁾		18	18	18 ⁽¹²⁾	18		18
フランス	18	28 ⁽¹³⁾	18		18	18	18	16[18]	16	18
ドイツ	18	25 ⁽¹⁴⁾	18 ⁽¹⁵⁾		18	-	18[21] ⁽¹⁶⁾	16[18]		18
イタリア	18	制限なし ⁽¹⁷⁾	16 ⁽¹⁸⁾		18[25] ⁽¹⁹⁾	18	18	16		16
カナダ	18 ⁽²⁰⁾	18 ⁽²¹⁾	16 ⁽²²⁾		18	18	18	19		19
ロシア	18	制限なし ⁽²³⁾	18		18	18	18	18		18
中国	18 ⁽²⁴⁾	30	22	20	18	-	18	18		18
韓国	19 ⁽²⁵⁾	19 ⁽²⁵⁾	18		19	19	19	19 ⁽²⁶⁾		19 ⁽²⁶⁾

※図表1において、年齢に下線が引かれている場合には、当該法定年齢が国内でも地域により異なっていることを示しており、その国で人口が最大の地域において適用されている年齢を記している。当該国の人口最大の地域は次の通り。アメリカ:カリフォルニア州、イギリス:イングランド、カナダ:オンタリオ州

- (1) 国民投票年齢の欄で「-」と書かれている国は、国政レベルでの国民投票が行われていないことを表す。
- (2) 飲酒・喫煙については、学校や公共の場など、場所により異なる年齢規制がなされている場合がある。
- (3) 店内飲酒及び販売店購入の欄で「16[18]」と書かれている国では、ビール・ワインは16歳、蒸留酒は18歳と酒の種類により異なる年齢規制がなされていることを表す。
- (4) 「国民投票法の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布・施行され、国民投票年齢は、法施行の4年後(平成30年6月21日)から自動的に18歳以上とすることとなった。
- (5) アメリカの私法上の成年年齢は45州で18歳、2州で19歳、3州で21歳となっている。

¹⁴ 憲法改正のための国民投票については、衆議院において、当時の与党(自民・公明)と民主党からそれぞれ法律案が提出され、その後、与党から両法律案を一本化する修正案が提出され、同修正案が可決された。当初、国民投票年齢については、与党案は20歳以上、民主党案は18歳以上(案件によっては国会議決により16歳まで引下げ可能)とされていたが、前述の修正により18歳以上とされ、併せて附則3条が設けられた。

¹⁵ 中辻・前掲注8、5頁、中村新造「民法の成年年齢引下げに関する論点整理」『九州法学会会報』(2016年)71~72頁。なお、成年年齢が18歳に統一される国際的傾向がどのような理由で生じたかという歴史的な位置付けはそれ自体の分析が難しく、少なくともベトナム戦争と短絡的に結びつけることは難しい旨の意見もある。(水野紀子「民法の観点からみた成年年齢引下げ」『ジュリスト』No.1392(2010.1.1-15)163頁)

¹⁶ 法制審議会民法成年年齢部会第13回会議(平21.3.27)参考資料27「世界各国・地域の選挙権年齢及び成人年齢」

- (6)州によって異なる。
- (7)州によって異なり、婚姻適齢の規制のない州もある。
- (8)37州とコロンビア特別区が18歳未満、10州が17歳未満、3州が16歳未満である。また、一定の重大犯罪を犯した少年(年齢や犯罪の種類等は州により異なる)は、成人と同様の刑事手続の対象となる。
- (9)スコットランドでは16歳、他は18歳となっている。
- (10)ただし、配偶者の一方の子を養子とする場合、もう一方の配偶者が21歳以上で子の実親が18歳以上であれば可。
- (11)ただし、18歳未満の場合には親の同意が必要。
- (12)イングランド及びウェールズにおいて、刑事手続上少年として扱われなくなる年齢は18歳である(1933年児童及び若年者法46、107)。
- (13)2年以上婚姻状態にある者又は配偶者のうちの一方が28歳以上である場合は、養子をとることができる。配偶者の子を養子とする場合は、年齢要件は課されない。養親子間の年齢差は、養子が配偶者の子である場合は10歳以上、そうでない場合は15歳以上でなければならない。
- (14)年齢要件は養子縁組の形態によって異なる。①未婚者が養子縁組をする場合は25歳以上、②夫婦が養子縁組をする場合は夫婦の一方が25歳以上、他方が21歳以上、③養子が配偶者の子である場合は、21歳以上(当該配偶者は21歳未満でも可)である必要がある。
- (15)ドイツは2017年に18歳未満の結婚を原則禁じる民法改正を行った。
- (16)刑事手続において少年として扱われなくなる年齢は18歳である(少年裁判所法1(2))。ただし、18歳以上21歳未満の者についても、一定の要件の下、少年裁判所法が適用される場合がある。
- (17)ただし、養親子間で18歳以上の年齢差が必要。
- (18)ただし、18歳未満は裁判所の許可が必要。
- (19)イタリアの選挙年齢は、下院議員選挙の場合18歳以上、上院議員選挙の場合25歳以上となっている。
- (20)カナダの私法上の成年年齢は、6州で18歳、4州及び3準州で19歳となっている。
- (21)オンタリオ州では18歳以上を原則とするが、18歳未満でも裁判所の許可があれば認められる。
- (22)カナダ連邦法の民事婚姻法は婚姻適齢を16歳と規定。オンタリオ州では18歳未満は両親の同意が必要。
- (23)ただし、養親子間で一定以上(通常16歳以上)の年齢差が必要(年齢差は裁判所の判断で短縮可能)。
- (24)16歳、17歳の未成年であっても、自己の労働収入で生活を維持している者は成人と同視され、完全な行為能力が認められている。
- (25)韓国における成年年齢・養親年齢は、2011年の民法改正により20歳から19歳に引き下げられた。
- (26)韓国における飲酒・喫煙は19歳になる年の1月1日から認められる。
- (出所) ※本出所におけるインターネット情報の最終アクセス日は平成29年11月14日である。法制審議会民法成年年齢部会第1回会議(平20.3.11)参考資料2「主要国の各種法定年齢(国立国会図書館作成)」、同部会第7回会議(平20.9.9)参考資料19「諸外国における成年年齢等の調査結果」、法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第3分科会第1回会議(平29.9.29)配布資料1「諸外国の制度概要」、法務省「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」第1回ヒアリング及び意見交換(平27.11.2)藤本哲也氏提出資料「少年年齢の引き下げと青年(若年成人)層創設の提案」8頁、『The Local』(平29.6.2)(<<https://www.thelocal.de/20170602/german-parliament-passes-law-ending-child-marriage>>)、『産経新聞』(平29.4.5)、ドイツ連邦司法・消費者保護省ホームページ「Bürgerliches Gesetzbuch」§1303 Ehemündigkeit(<<https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/>>)、カナダ連邦司法省ホームページ「Civil Marriage Act」2.2 Minimum age(<<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-31.5/page-1.html>>)、ヴィチェスラフ・V・ガヴリーロフ、エレナ・P・ガヴリーロヴァ「ロシア家族法(5・完)」『戸籍時報』No.716(平26.9)7頁、金亮完「韓国における民法上の成年年齢－19歳の意義－」『比較法研究』78号(2016)173～176頁、李妍淑「中国家族法(8)」『戸籍時報』No.751(平29.3)60頁を基に筆者作成

4. 法制審議会における検討

(1) 成年年齢引下げについての法制審議会における検討結果

前記2(3)の国民投票法附則3条を受けて内閣に設置された「年齢条項の見直しに関する検討委員会」は、平成19年11月、各府省において必要に応じて審議会等で審議を行い、法制上の措置について対応方針を決めるよう検討を進める旨の決定をした¹⁷。

¹⁷ 「年齢条項の見直しに関する検討委員会」は、公職選挙法、民法、少年法等、法令上20歳以上などの年齢に関する条項について総合的に検討を行ったが、その対象法令数は、平成25年6月時点で343(内訳:法律208、政令37、府省令98)に及んだ。(第183回国会衆議院憲法審査会議録第11号2頁(平25.6.6))

同検討委員会の決定を受け、法務大臣は、平成20年2月、民法の成年年齢を引き下げるべきか否か等について、法制審議会に諮問し、法制審議会は民法成年年齢部会（以下「成年年齢部会」という。）を設置した。成年年齢の引下げは国民生活に大きな影響を与える問題であることから、成年年齢部会の委員は法律家だけでなく多方面の識者で構成され、各種専門家、高校生、大学生等から幅広い意見を聴取しつつ、計15回にわたる調査・審議を行った。そして、同年12月の「民法の成年年齢の引下げについての中間報告書（以下「中間報告書」という。）」¹⁸を経て、平成21年7月に「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書（以下「最終報告書」という。）」を取りまとめた。法制審議会は、総会において計4回にわたる審議を重ね、同年10月28日、法務大臣に答申した。

図表2 法務大臣の諮問及び法制審議会における検討結果

諮問第84号
「若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引き下げるべきか否か等について御意見を承りたい。」
答申(平成21年10月28日)の主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当 ・ ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要 ・ 成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当 ・ 成年年齢を引き下げる場合であっても、養子をとることができる年齢は現状維持（20歳）とすべき
【参考】民法成年年齢部会 最終報告書(平成21年7月29日取りまとめ)
「国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。」（同報告書24頁）

(出所) 筆者作成

(2) 婚姻適齢¹⁹に関する法制審議会答申

成年年齢部会では、仮に成年年齢を18歳に引き下げる場合、現在の婚姻適齢を維持すべきかという点も検討された。なぜなら、現行民法は、男18歳、女16歳を婚姻適齢とするが（731条）、成年年齢が18歳になった場合、男性は成年者でなければ婚姻できず、女性は未成年者でも親の同意があれば婚姻できるという差が生じてしまうからである²⁰。

それでは、民法の婚姻適齢はどのような経緯で男18歳、女16歳と定められたのか。

明治時代の前半まで、婚姻適齢について法律上の定めはなかった。しかし、肉体的、精神的、社会的又は経済的に未熟な者の婚姻が当事者の福祉に反する懸念があることから、健全な婚姻をする能力を欠くと考えられる年少者保護のため、制定当時の民法は、当時の

¹⁸ 中間報告書では、世論の強い反対があることも影響して、賛否両論を併記したものとなった。（法制審議会第158回会議（平21.2.4）配布資料3「民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」12～13頁、『朝日新聞』（平20.12.17））

¹⁹ 婚姻適齢とは、有効に婚姻をすることのできる最低年齢をいう。

²⁰ 法制審議会・前掲注7、19頁、法制審議会民法成年年齢部会第9回会議議事録（平20.10.21）50頁

医学的観点からの研究結果を基に、男17歳、女15歳を婚姻適齢と定めた²¹。成年年齢と同一にすべきとの見解もあったが、農村等での早婚の慣行を無視するのともためらわれ、内縁関係を多くするだけとして、前述のとおり定められた。その後、戦後の憲法改正に伴い「家」制度の廃止等を行った昭和22年の民法改正の際に、実社会における婚姻年齢の社会的・経済的事情による高齢化や、諸外国の立法例が婚姻適齢を高める方向にあること等が考慮され、婚姻適齢が男女各1歳ずつ引き上げられた²²。

この婚姻適齢に男女差が設けられているのは、一般に、女性の方が心身の発達が早く、低年齢での婚姻、出産の例も現に存在することを考慮したものとされているが、これには男女平等の観点から批判が強かった。そこで、法制審議会は、平成8年2月に、婚姻適齢について、肉体的成熟度よりも社会的・経済的成熟度を重視すべきとして、男女とも満18歳とすることを答申しており²³、成年年齢部会でも同様の結論を出した。

なお、民法は、判断能力の不十分な未成年者の軽率な婚姻を防止し未成年者を保護する目的から、「未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。」と規定している（737条1項）。また、婚姻の独立性を認めるため、「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。」と規定している（753条）²⁴。

5. 法制審議会答申後の議論の経緯

(1) 国民投票法の改正

政府は、年齢条項の見直しに関する検討委員会において、「20歳以上」などの規定を有する法令の年齢条項について検討を行ってきたが、平成21年の法制審議会答申において、成年年齢引下げの法整備を行うには、様々な施策の実現が必要とされたこともあり、国民投票法が施行された平成22年5月を過ぎても法制度上の措置を講ずるに至らなかった²⁵。

その後、各党間で国民投票法に係る課題について検討がなされ、平成26年6月13日、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（以下「国民投票法改正法」

²¹ 民法の親族、相続編は、明治31年に公布され、既に公布されていた民法の総則、物権、債権の三編とともに、明治31年7月16日から施行された。当時の民法は、男30歳、女25歳まで、父母の同意を得なければ婚姻することができないと規定していた。これは、「家」制度の下で、子は成年になっても家父長の権限に服させることを意図して規定されたものであるとされる。（羽生香織「民法からの検討—18歳選挙権と民法の成年年齢引下げの議論」『法学セミナー』No. 744（2017. 1）17頁）

²² 松川正毅・窪田充見編「新基本コンメンタール 親族」『別冊法学セミナー』No. 240（2015. 12）23頁、法務省民事局参事官室「婚姻制度等に関する民法改正要綱草案及び草案の説明」（平6. 7）9頁

²³ 松川ほか・前掲注22、23頁、法務省民事局参事官室・前掲注22、8頁、羽生・前掲注21、17頁。この婚姻適齢の改正のほか、選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とした「民法の一部を改正する法律案要綱」（平成8年2月法制審議会答申）を受け、法務省は、平成8年及び平成22年に答申を踏まえた民法改正案を準備したが、特に選択的夫婦別氏制度の導入について国民各層に様々な意見があったほか、当時の与党内においても異論があったことから、いずれも民法改正案の提出には至らなかった。

²⁴ 松川ほか・前掲注22、31、58頁。これに関し、「一方で、未成年者であっても婚姻すれば完全な行為能力を有するものと擬制され、親権から解放されるとしながら、他方で、未成年者においては、婚姻するかどうか適正な判断ができないから父母の同意を要件としてその保護を図る必要があるという対応は、一貫性を欠く」として、婚姻は当事者の意思のみに基づくとする憲法の理念からも、成年年齢と婚姻適齢を一致させ、未成年者の婚姻に対する父母の同意を不要とすることが妥当との主張がある。（羽生・前掲注21、18頁）

²⁵ 第183回国会衆議院憲法審査会議録第11号2頁（平25. 6. 6）

という。)」が成立した。これにより、①既に期限が徒過している国民投票年齢に係る経過措置（附則3条）は削除され、改めて、②国は、国民投票法改正法の施行（平成26年6月20日）後速やかに、満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、国民投票年齢と選挙年齢の均衡等を勘案し、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の条項が本改正法附則3項に設けられた。なお、③本改正法施行後4年を経過するまでの間は、憲法改正のための国民投票年齢は、満20歳以上とし、それ以降は自動的に満18歳以上とされることとなった。

（２）選挙年齢の引下げ

国民投票法改正法の成立を受け、各党間で選挙年齢を18歳以上に引き下げる検討が進められ、平成27年6月17日、「公職選挙法の一部を改正する法律（以下「公職選挙法改正法」という。）」が成立した。そして、同法附則11条において、国は、国民投票年齢及び選挙年齢が満18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18歳以上満20歳未満の者と年齢満20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものと定められた。

公職選挙法改正法は平成28年6月19日に施行され、同年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、国政選挙として初めて18歳、19歳の者が有権者となった。

（３）法律案提出へ向けた動き

平成21年の法制審議会答申は、成年年齢引下げの条件として、若年者の消費者被害対策等の整備を挙げていたが、その後、消費者行政の司令塔として平成21年9月に発足した消費者庁が業務を本格化させ、平成24年制定の「消費者教育の推進に関する法律」や改訂された学習指導要領の実施²⁶により、消費者教育、法教育の普及促進が図られるなど、環境整備に必要な施策が推進されてきた（後記6（4）ア参照）。また、最終報告書は、選挙年齢が18歳に引き下げられることになれば、成年年齢を18歳に引き下げるのが適当であるとしていたところ、平成27年6月に選挙年齢を18歳に引き下げる公職選挙法改正法が成立し、同法の附則により民法についても法制上の措置を講ずるものと定められたこと等から、法務省は、成年年齢を引き下げる環境整備が整いつつあるとして、平成28年9月1日から30日までの期間に、成年年齢を18歳に引き下げた場合の施行方法に関するパブリックコメント手続を実施した²⁷。

一方、消費者庁長官は、平成28年9月、消費者委員会に対し、「民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策について」意見を求めた。これを受けて消費者委員会に設置された「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）」は、計14回の会議を

²⁶ 平成20、21年に改訂された学習指導要領の内容が実際に学校現場に反映されたのは、小学校が平成23年度から、中学校が平成24年度から、高等学校が平成25年度からとなっている。（法制審議会民法成年年齢部会第12回会議事録（平21.2.25）7頁）

²⁷ 消費者委員会消費者契約法専門調査会第25回議事録（平28.9.7）15～16頁

開催し、平成29年1月、成年年齢引下げに伴い、消費者契約法等を見直し、18～22歳の若年成人を対象とした保護策の整備等を行うことを提案する報告書を取りまとめた。

消費者契約法については、平成26年8月の内閣総理大臣の諮問を受けて同年10月に消費者委員会に設置された「消費者契約法専門調査会（以下「専門調査会」という。）」において、同法の規律等の在り方について検討がなされており、平成27年12月に「消費者契約法専門調査会報告書（以下「平成27年報告書」という。）」が取りまとめられたが、その後、平成28年9月に専門調査会の審議が再開された²⁸。専門調査会では、平成27年報告書において今後の検討課題とされた論点のうち、平成29年1月のワーキング・グループ報告書の内容等をも踏まえて優先的に検討すべきとされた論点を検討し、平成29年8月、「消費者契約法専門調査会報告書（以下「平成29年報告書」という。）」を取りまとめた²⁹。

（４）法律案の検討状況

前述の平成29年報告書や平成28年9月実施のパブリックコメント等を踏まえ、現在、政府は、成年年齢の引下げ等を行う民法の改正（図表3参照）や、若年者の消費者被害の防止等を目的とする消費者契約法の改正などについて検討を進めているとされる³⁰。また、成年年齢の引下げに関連して民法以外で成年年齢を行為基準とする他の法律等の検討もされており、例えば飲酒、喫煙、公営競技は現行の年齢制限を維持する方針、とされる³¹。

図表3 民法の成年年齢引下げ等に係る検討の要点

1 成年年齢の引下げ(民法4条) ① 一人で有効な契約をすることができる年齢 ② 親権に服することがなくなる年齢	➡	いずれも20歳から18歳に引き下げ 「成年」と規定する他の法律も18歳に変更
2 女性の婚姻適齢の引上げ(民法731条) (現行法) 男性 18歳 女性 16歳	➡	女性の婚姻適齢を18歳に引き上げ 婚姻適齢は男女とも18歳に統一
3 施行までの周知期間 若者のみならず、親権者等の国民全体に影響 消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要	➡	少なくとも3年程度の周知期間の確保を検討

(出所) 法務省資料を基に筆者作成

6. 主な論点

（１）成年年齢を引き下げの場合等の主要論点に対する賛否等

民法で成年年齢と定める20歳という年齢は、現在、民法以外の多数の法令において各種

²⁸ 消費者委員会・前掲注27、1～2頁。平成27年報告書を踏まえ、第190回国会に消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第45号）が出され、平成28年5月に成立した。その際、本法案に対し、平成27年報告書で今後の検討課題とされた論点を検討し、本法成立後3年以内に必要な措置を講ずる旨の附帯決議が付された。

²⁹ 「消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書（平成29年報告書）の概要」（平29.8）

³⁰ 『朝日新聞』（平29.9.10）、『中国新聞』（平29.10.6）。なお、成年年齢の引下げ等を行う民法改正案は、平成29年の常会への提出も検討されていたが、同国会中の法案成立が難しいこと等により見送られた。（『日本経済新聞』（平29.3.2）、『読売新聞』（平29.3.5））

³¹ 『毎日新聞』夕刊（平29.8.31）、『日本経済新聞』（平29.9.3）

行為の基準年齢とされているため、その引下げは他の法令にも影響を及ぼすことになる。しかし、成年年齢部会では、調査・審議の対象を「民法の観点から成年年齢を引き下げることの是非」に限定し³²、具体的には、①契約年齢、②親権の対象となる年齢、③養親となれる者の年齢、④仮に成年年齢を18歳に引き下げの場合の婚姻適齢を主な検討対象とした。そして、仮に現時点で成年年齢を引き下げた状況にはないという結論になった場合は、いかなる条件・環境整備が整えば成年年齢を引き下げてよいか、またそれにはどの程度の期間を要するのかという点も併せて検討することとした³³。

しかし、実際の審議では、議論内容がときに民法の枠を超え、さらには法律論を超えて展開されることもあり、そのことが平成21年の法制審議会答申とそれに付された最終報告書の内容の異例さにつながったとの指摘がある³⁴。すなわち、法制審議会の議論は、結論がすぐ法改正につながるのが通常であるが、成年年齢部会の議論は、消費者被害拡大の懸念等から世論の強い反対があることを背景に賛否が拮抗し、中間報告書の段階でも意見がまとまらず賛否両論併記にとどまったほか、最終報告書及び法制審議会答申においても、「成年年齢の引下げが相当」としながらその具体的な時期を明示せず、国会の判断に委ねるという異例の内容となった³⁵。

以下の図表4は、成年年齢部会における議論や関係団体による意見書等を基にして、成年年齢引下げ等の主要論点ごとの主な意見を紹介するものである。

図表4 成年年齢引下げ等の主要論点ごとの主な意見

論点項目		主な意見
① 成年年齢引下げの意義・必要性	若年者の社会参加、自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢を引き下げるとは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながる。少子高齢化が進行する日本の将来を支える若年者には、社会・経済において積極的な役割を果たすことが期待され、若年者の社会への参加時期を早めることで、若年者や20代前半の若者に大人としての自覚を促し、社会に大きな活力をもたらすことにつながる。 ・成年年齢の引下げと併せて若年者が「大人」の自覚や能力を得るような教育、その他若年者の自立を援助する様々な施策を実行していくことで、若年者の自立を支え、若年者に社会の構成員として重要な役割を果たさせていくことが可能となる。
	若年者の精神的成熟度等から見た必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の若年者や20代前半の若者は、精神的・社会的自立が遅れている、人間関係をうまく築くことができない等の特徴を持つ者が増えており、まずは彼らの自立を支えて行く仕組みを整えることを先行すべきである。それらが整備されず、新しい仕組みを作るだけの財政基盤も期待できない現状において、成年年齢を引き下げるとは、自立が困難な若年者が十分に保護されないまま更に困難な状況に陥ってしまう。 ・法律上の成年年齢と精神的な成熟年齢が現在よりもかい離することになり、若年者のシニシズム(法律上の成年年齢を迎えてもどうせ大人にはなれないという気持ち)が蔓延し、「成年」の有する意義が損なわれる。

³² 未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、少年法等他の法令については、内閣に設置された「年齢条項の見直しに関する検討委員会」の決定に沿って各々の法令を所管する府省庁・部局において検討が行われることとなるため、成年年齢部会では、民法の成年年齢の引下げがその他の法令に及ぼす影響については検討の対象としないという仕切りがなされた。(法制審議会・前掲注6、3頁)

³³ 法制審議会・前掲注7、16～18頁

³⁴ 山下純司「論説：民法成年年齢引下げについて－未成年者取消権を中心に」『学習院法務研究』1号(2010.3)77頁

³⁵ 『朝日新聞』(平20.12.17、平21.7.30)、『読売新聞』(平21.7.30)、『毎日新聞』(平21.10.29)

論点項目	主な意見
若年者に親の同意なく1人で契約することを可能にする必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の日本では、大学生の多くがアルバイトをしていることも含めると、18歳に達した大多数の者は何らかの形で就労し、金銭収入を得ている。契約年齢を18歳に引き下げるとは、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを法律上も自らの判断で消費することができるようになるという点でメリットがある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・親から独立した若年者が親の同意なく様々な取引をすることができるようになり、これらの者の経済活動を促進することになるというメリットがある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約年齢を引き下げると、若年者の消費者被害が拡大するおそれがある。現在でも、18歳から22歳までの消費者被害相談件数は、20歳になると急増すること、悪質業者が20歳の誕生日の翌日を狙って取引を誘いかける事例が多いこと等の特徴があり、未成年者取消権の存在は悪質業者に対して大きな抑止力になっているといえる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者のローン契約締結が可能となる結果、多重債務者となる危険性がある。
① 成年年齢引下げの意義・必要性 親権の対象となる年齢を引き下げる必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・近年親から虐待を受ける子が増加している中、親権の対象となる年齢の引下げは、親から不当な親権行使を受けている若年者を解放することにつながる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳までの者を保護対象とする児童福祉領域との整合性が図れる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に困難を抱える若年者が増えている中、彼らが更に困窮するおそれがある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・高校3年で成年(18歳)に達した生徒については、親権者を介しての指導が困難となり、学校教育における生徒指導が困難になるおそれがある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の対象となっているのは主に低年齢児である。また、若年者に対する親の不当な親権行使に対しては、親権からの解放ということではなく当該親の親権喪失などで対応すべき問題である。
選挙年齢と民法の成年年齢を一致させる必要性	<ul style="list-style-type: none"> ※憲法15条3項は「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と規定するが、憲法は成年者に対し選挙権を保障しているだけであって、それ以外の者に選挙権を与えることを禁じてはならず、民法の成年年齢より低く選挙年齢を定めることが可能ということは学説上も異論がないことから、成年年齢部会では、理論上は選挙年齢と民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がないという意見で一致。
	<ul style="list-style-type: none"> ・民法の成年年齢を選挙年齢と一致させることは、選挙年齢の引下げにより新たに選挙権を取得する若年者にとって、政治への参加意欲を高めることにつながり、より責任を伴った選挙権の行使を期待することができる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的・経済的にフルメンバーシップを取得する年齢は一致している方が法制度としてシンプルであり、若年者に対し、社会的・経済的に「大人」となることを理解してもらいやすい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢について定めた関係法令は民法以外に200以上あり、民法と選挙年齢のみを一致させても国法上の統一は図られない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・各法律で適切な年齢を定めればよく、整合性を考慮する必要はない。
諸外国の成年制度と一致させる必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国の多くは18歳成年制を採用しており、日本の若年者と諸外国の若年者の成熟度には差異がないことから、日本の成年年齢もグローバルスタンダードに合わせて18歳に引き下げるべき。
	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国が選挙年齢や成年年齢を18歳以上に引き下げた重要な理由の一つは、兵役義務又は志願年齢が18歳以上であったためであり、徴兵又は志願兵の制度がない日本が諸外国の大勢に追従する必要はない。
② 国民のコンセンサスを得ているか ※本稿図表6を参照	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後の家族法の改正について仮に世論調査を行ったとすれば、おそらく反対が多かったはずである。民法の成年年齢を引き下げることにより若年者の社会参加・自立を促すという目的が正しければ、必ずしも国民の意見の大勢に従う必要はない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・民法の成年年齢の引下げのメリットとデメリットが国民の間で十分検討・議論されているとはいえない。老若男女全ての国民の間で十分に時間をかけて議論し、国民のコンセンサスを得心して慎重に進めるべきである。今日の日本においては、若年者に成年年齢を認めるという世論の高まりは認められない。

論点項目	主な意見
<p>③ 民法の成年年齢引下げに伴う他法への影響</p> <p>少年法との関係 (少年法の成人年齢との統一の是非)</p>	<p>※少年法2条1項は「この法律で「少年」とは二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。」と規定。 ※法務大臣は、平成29年2月9日、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について、法制審議会に諮問。現在、法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会において審議中。</p> <p>・民法の成年年齢の引下げに伴い、国法上の統一性や分かりやすさという観点から、少年法の成人年齢も18歳未満に引き下げるべき。ただし要保護性が認められる18、19歳に対しては、保護処分相当の措置の適用ができる制度を検討すべき。</p> <p>・世論調査では、少年法の成人年齢引下げに賛成する意見が多い。(平27.3.17の朝日新聞報道では、「18歳未満に引き下げた方がよい」81%、「20歳未満のままでよい」11%)</p> <p>・民法の成年年齢と少年法の成人年齢はその立法目的が異なるため同一である必要はないが、民法の成年年齢引下げにより、その影響を受け、少年法の成人年齢も18歳に引き下げられるべきとの議論が強まることが懸念される。18歳で自立している若年者は少数であり、少年法の成人年齢引下げによって、まだ可塑性の高い若年者に再犯防止の支援がなされなくなるとすれば極めて重大な問題である。</p>
<p>未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法との関係</p>	<p>※報道によると、政府は、飲酒、喫煙の禁止年齢を現行法の規定どおり20歳未満のままとし、「未成年者」との文言が入った各法律名を変更する方向で検討中。</p> <p>・現行法でも飲酒、喫煙は未成年者に制約を課し、大人は自制する判断力ある者として自己責任で摂取等を認めている。高校の校則で飲酒、喫煙を制限する等の対応を前提として、成年年齢の引下げに応じて禁止年齢を18歳未満に引き下げるべき。</p> <p>・生物学的な発達に応じた医学的影響を勘案し、若年者の健康被害の拡大を防ぐ観点から、飲酒、喫煙の禁止年齢を引き下げるべきではない。</p> <p>・非行防止の観点からは飲酒、喫煙の禁止年齢を引き下げるべきではない。</p>
<p>公営競技ができる対象年齢との統一の是非</p>	<p>※報道によると、政府は、公営競技(競馬・競輪・競艇・オートレースの4種類)ができる対象年齢は、現行法の基準である20歳以上を維持する方針で、各々の規制法である競馬法、自転車競技法、モーターボート競走法、小型自動車競走法の「未成年」の規定について、「20歳未満」に改める法改正を検討中。</p> <p>・若年者の健全育成を害するおそれ、特に若年者にギャンブル依存症が広まるリスクへの懸念から、公営競技ができる対象年齢を引き下げるべきではない。</p>
<p>労働基準法における未成年の労働契約の解除権喪失に伴う問題</p>	<p>・労働基準法58条2項は、「親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向けてこれを解除することができる。」と定めているが、民法の成年年齢引下げにより、若年者は同法の解除権による保護を受けられず、労働条件の劣悪ないわゆるブラック企業等による被害が若年者の間で拡大するおそれがある。</p> <p>・民法の成年年齢を引き下げる場合は、労働基準法58条2項の解除権喪失のデメリットを検証し、これに代わる若年者保護の具体的制度を用意すべきである。</p>
<p>④ 婚姻適齢を男女とも18歳にする場合の課題</p>	<p>※成年年齢部会では、婚姻適齢を男女とも18歳にすべきとの意見が大勢であったが、現在でも16、17歳の女性の結婚例及び出産例が一定数あること等から、婚姻適齢を男女とも原則16歳にして、16～18歳は家裁の許可制で婚姻できるという形にしてはどうか、あるいは、男女とも18歳にした上で、女性の妊娠等一定の場合は婚姻適齢の例外を認めることとしてはどうか、という意見も出された。</p>

※1. 図表中の青いセルは民法の成年年齢引下げの観点から見た積極的意見、赤いセルは消極的意見を示す。
 ※2. 図表中で記載する「若年者」は18、19歳の若者を指す。
 (出所) 民法成年年齢部会「民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」(平20.12.16)、同部会「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」(平21.7.29)、同部会第8回会議議事録(平20.9.30)32、33頁、同部会第9回会議議事録(平20.10.21)46、50、51頁、日本弁護士連合会「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」(平28.2.18)、自由民主党政務調査会「成年年齢に関する提言」(平27.9.17)、『毎日新聞』夕刊(平29.8.31)、『日本経済新聞』(平29.9.3)、『中国新聞』(平29.10.6)を基に筆者作成

(2) 成年年齢を引き下げる民法改正をする場合の施行方法

成年年齢引下げの民法改正を行う場合、施行までの周知期間や具体的な施行日も論点となる。そこで、図表5において、平成28年9月実施のパブリックコメント（前記5（3）参照）に寄せられた、成年年齢引下げの施行方法に関する主な意見を紹介する。

図表5 成年年齢引下げの施行方法に関するパブリックコメントにおける意見結果

論点項目	主な意見		備考
成年年齢を引き下げる者が、改正法の施行日に一斉に成年に達することによる支障の有無	支障なし	・仮に年齢別に成年となる日をバラバラにした場合、18、19歳の者の中には誕生日の関係でどちらの日付で成人となるのか分からない人が出るおそれがあり、社会全体の混乱につながりかねない。	・政府は、改正法施行時点で既に18、19歳に達している者は、施行日に一斉に成年に達するとすることを検討。その場合、約200万人の者が施行日に一斉に成年に達することになる。
	支障あり	・まずは19歳まで成年年齢を下げ、若年者の消費者被害の状況や福祉的な側面を精査し、その後18歳にまで引き下げるべきかを検討すべきであり、一斉ではなく、段階的な施行とすべき。 ・ある特定の施行日に200万人以上の若年者が一斉に契約年齢に達すると、悪徳業者による勧誘が集中する弊害が生ずる可能性がある。	
施行までの周知期間	3年程度が相当	・契約の相手方への周知徹底及びシステム対応等の観点から3年程度の周知期間を設けるべき。 ・学校教育でもいろいろ変わる可能性があり、全ての組織の準備が整うようにするためにも、3年は必要。	・政府は、その改正による社会的影響の大きさを踏まえ、改正法の成立後3年程度の周知期間を設けることを検討。
	3年より短い期間が相当	・周知期間は2年程度で足りる。 ・法改正から施行までの期間が長いと、法改正への国民の関心が薄れることから、短時間で断続的に広報をして1年以上2年以下の期間とするのが妥当。	
	3年より長い期間が相当	・消費者教育などの消費者保護施策やキャリア教育、シティズンシップ教育等の効果を生じさせることや、成年年齢が引き下がることを社会全体に浸透させるには、少なくとも5年程度の周知期間が必要。 ・成年年齢引下げに伴い様々な支障が生じるため、なるべく長期(5年より長い)の周知期間とすべき。	
改正法の具体的な施行日	1月1日から施行すべき	・成人式のことを考えると1月1日がよい。 ・暦年で分かりやすいし、制度改正前後の対策が単年度でできる。 ・年を見るだけではつきりし、分かりやすい。	・政府は、具体的な施行日について、①1月1日、②4月1日、③①及び②以外の日(例えば改正法の公布から3年が経過した日)という3案を検討。
	4月1日から施行すべき	・高校の学年構成から見て、指導の整合性等の面で混乱する可能性があり、それを避けることが望ましいことなどから、年度替わりの4月1日からが相当。 ・施行のためのシステム構築等の対策が円滑に行われるためにも、新年度の区切りである4月1日がよい。	
	上記以外の日に施行すべき	・1月1日や4月1日で区切ると、その日を境に悪質な契約の勧誘を受けることもあり、未熟な成年が、飲酒・喫煙について自ら解禁することにつながりかねない。 ・改正法の公布から3年経過した日がよい。	

※1. 図表中のオレンジ色のセルは多数意見を示す。

(出所) 法務省「民法の成年年齢引下げの施行方法に関する意見募集」に対して寄せられた意見の概要(平28.11.8公示)〈<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080150&Mode=2>〉(平29.11.14最終アクセス)を基に筆者作成

(3) 世論調査の結果と国民に対する広報・啓発の在り方

平成21年の法制審議会答申が成年年齢引下げの法整備を行う具体的時期を国会に委ねたのは、世論が成年年齢の引下げに消極的であったためである。そこで、内閣府が平成20年及び25年に実施した「民法の成年年齢に関する世論調査」の結果(図表6)を見ると、いずれの年においても、引下げに反対とする意見が賛成とする意見を大きく上回っている。

また、新聞各社における平成27～28年の世論調査結果を見ると、賛否の差が縮まっているとも言えるが、18～19歳を対象にした調査では、成年年齢引下げに「反対」が64%と、「賛成」の35%を大きく上回る結果となっており、当事者が今もなお成年年齢引下げに納得していないことがうかがえる³⁶。

一方で、内閣府の世論調査を基にすると、一定の条件整備が行われれば、契約を1人ですることができる年齢を18歳にすることに賛成とする者が約6割になるとも考えられる³⁷。そこで、成年年齢の引下げにより懸念される問題を解決するための施策を講じ、その効果を国民に浸透させるための広報・啓発の在り方がポイントとなる。

なお、最終報告書は、「成年年齢の引下げが行われる場合、何が変わることになるのか、国民生活にどのような影響を及ぼすのかなど、一般国民、特に大きな影響を受ける若年者にとって理解しやすい形で、周知徹底を図る必要がある。」と指摘している³⁸。

図表6 「民法の成年年齢に関する世論調査」(内閣府)の結果 (%)

調査項目		調査時期	賛成	反対
① 契約を1人ですることができる年齢を18歳にすることの賛否		平25. 10月	18.6	79.4
		平20. 7月	19.0	78.8
② 親権に服する年齢を18歳未満にすることの賛否		平25. 10月	26.2	69.0
		平20. 7月	26.7	69.4
調査項目		調査時期	割合	
③ どのような条件整備をしたら賛成するか	どのような条件が整備されたとしても、年齢を引き下げることには反対である	平25. 10月	43.8	
		平20. 7月	38.9	
	18歳になる前に、契約の意味や、契約に伴う責任など、法的なものの考え方を身に付けるための教育をより充実して行うこと	平25. 10月	40.5	
		平20. 7月	38.4	
	18歳になる前に、消費者教育や、金融に関する教育をより充実して行うこと(※3)	平25. 10月	29.0	
		平20. 7月	26.8	
	消費者保護の施策などを強化充実すること	平25. 10月	20.3	
		平20. 7月	19.7	
	その他	平25. 10月	1.3	
		平20. 7月	1.8	
わからない	平25. 10月	3.1		
	平20. 7月	5.2		

※1. 賛成・反対には「どちらかといえば」も含む。

※2. ③は①について「反対」「どちらかといえば反対」と答えた者に、複数回答してもらったもの。なお、③の調査項目は、平成25年10月調査では「どのような条件整備が必要か」となっている。

※3. 平成20年7月調査では、「18歳になる前に、消費者問題や金融に関する教育をより充実して行うこと」という調査項目になっている。

(出所) 内閣府 世論調査報告書(平成20年7月調査、平成25年10月調査)を基に筆者作成

(4) 成年年齢を引き下げる場合の条件、環境整備

最終報告書は、成年年齢を引き下げる場合の問題を解決するために必要な施策として、①消費者被害が拡大しないための施策の充実、②若年者の自立を援助するための施策の充実、③高校教育の生徒指導上の問題点の解決策、④一般国民への周知徹底等を挙げている。このうち、①及び②における政府等の取組と課題について取り上げたい。

³⁶ 朝日新聞の調査では「賛成43%反対44%」(『朝日新聞』(平27.3.17))、毎日新聞の調査では「賛成44%反対46%」(『毎日新聞』(平27.7.7))、読売新聞の調査では18、19歳の回答者は「賛成35%反対64%」であったが、20歳以上の回答者は「賛成45%反対54%」であった。(『読売新聞』(平28.5.12))

³⁷ 法制審議会民法成年年齢部会第8回会議事録(平20.9.30)7頁

³⁸ 法制審議会・前掲注6、20～21頁

ア 消費者被害が拡大しないための施策の充実

成年年齢が引き下げられ、契約年齢が引き下げられた場合に大きな問題となるのは、18、19歳の若年者が未成年者取消権を喪失することで悪徳業者の標的とされ、不必要に高額な契約をさせられるなど、若年者の消費者被害が拡大するおそれがあるという点である。最終報告書では、それらの被害を防止するため、若年者に対する消費者保護施策（具体的には①取引の種類等に応じた事業者に対する重い説明義務や取引の勧誘制限の導入、②若年者の社会的経験の乏しさによる判断力の不足に乗じた契約の取消制度の導入、③若年者専用の相談窓口の設置等）及び消費者関係教育（具体的には①法教育、②消費者保護教育、③金融経済教育）を充実させる必要性が指摘された³⁹。

その後、平成21年9月に消費者庁及び消費者委員会が設置され、平成24年8月には「消費者教育の推進に関する法律」が制定され（同年12月施行）、翌年6月に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。政府は、これに基づき消費者関係教育を推進しているが⁴⁰、このような取組に対し、若年者の消費者教育はいまだ十分に浸透しているとは言い難いとの評価もあり⁴¹、消費者委員会は、平成28年6月に「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言」を出し、消費者庁に対し、①消費者教育に関する実態調査の実施、②若年層の消費活動や消費者問題を踏まえた消費者教育の実施、③コーディネーターの設置・活動の促進に取り組むべきとしている。

若年者の消費者被害の防止・救済のための新たな施策については、平成28年9月に消費者委員会に設置されたワーキング・グループが平成29年1月に報告書を出し⁴²、同報告書をも踏まえ、専門調査会において「平成29年報告書」が取りまとめられた（前記5（3）参照）⁴³。しかし、平成29年報告書では、ワーキング・グループの報告書を踏まえて検討されていた、当該消費者の年齢等による判断力の不足等を不当に利用した不必要な契約の締結に関する取消権や、「消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供」への配慮に努める義務の規定の追加について、「要件の明確化等の課題が解消され

³⁹ 法制審議会・前掲注6、15～19頁

⁴⁰ また、平成27年に閣議決定された「消費者基本計画」では、「成年年齢の引下げが議論されていることを踏まえ、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの重要性の理解と、社会において一消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力を育むための取組を推進する」とした。（平成27年3月24日閣議決定「消費者基本計画」26頁）

⁴¹ 日本弁護士連合会「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」（平28.2.18）11～12頁。なお、同連合会は、平成29年2月16日にも「民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書」を出している。

⁴² 例えば、事業者が、若年成人の知識・経験不足等で合理的な判断ができない事情を利用して契約を締結させる行為の取消権や、若年成人の知識・経験・判断力に応じて事業者が適切に情報提供するよう、配慮に努める規定を消費者契約法に追加することなどを提案し、これについては消費者契約法専門調査会で更に検討すべきとされた。（「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」（平29.1）8～11頁）

⁴³ 平成29年報告書では、成年年齢引下げにより単独で契約締結が可能となるが合理的な判断能力が一般に乏しいとされる若年者の増大等も想定し、消費者契約法3条1項を改正し、消費者に対する配慮に努める義務を規定することや、消費者契約法4条3項について、恋愛感情につけ込む「デート商法」や就職に不安を抱く学生を狙ったセミナー受講など、若者の消費者被害等の事案を念頭に、新たな類型の不当勧誘行為を追加する提案等がされた。（「消費者契約法専門調査会報告書」（平29.8）5～6、14頁、『朝日新聞』（平29.9.10））

ていない」などの反対意見が強くコンセンサスを得ることが困難であったため、今後の検討課題とされた⁴⁴。そのため、平成29年報告書が提案する施策のみでは、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者保護という点から見て不十分であるとの批判も出ている⁴⁵。

イ 若年者の自立を援助するための施策の充実

最終報告書では、現代の若年者の中にはいわゆるニート、フリーター、ひきこもり、不登校など、経済的に自立していない者や、社会や他人に無関心な者が増加しており、このような状況下で成年年齢を引き下げ、親権の対象となる年齢を引き下げると、自立に困難を抱える18、19歳の若年者が親の保護を受けられなくなり、ますます困窮するおそれがあるとしている。また、法律上の成年年齢と精神的な成熟年齢がかい離し、若年者のシニシズムが蔓延し、「成年」の有する意義が失われる懸念も指摘されている。そのため、「若年者の自立を援助するための施策の充実」が必要であるとして、具体的には、①若年者がキャリアを形成できるような施策の充実、②いわゆるシティズンシップ教育の導入・充実、③欧米諸国のように、若年者が必要な各種情報提供や困ったときに各種相談を受けられるようなワン・ストップ・サービスセンターの設置、④青少年が早期に社会的経験を積み、社会人としての知識やスキルを獲得することができるような社会参画プログラムの提供、⑤虐待を受ける子や虐待を受けた結果社会的自立が困難となるものを減らす必要があることから、児童福祉施設の人的・物的資源の充実や、子育てを社会全体で支え合っていく仕組みの充実が必要であるとの意見が示された⁴⁶。

これについて、政府は、平成21年7月に成立し翌22年4月から施行された「子ども・若者育成支援推進法」の8条に基づく大綱として、同年7月に「子ども・若者ビジョン」を決定し、平成28年2月には新たな「子供・若者育成支援推進大綱」を決定して、若年者の自立援助を含む子ども・若者育成支援施策を実施している⁴⁷。

一方で、若年無業者は平成28年平均で57万人（前年比1万人増）⁴⁸、15～39歳の広義の引きこもりの推計数は平成27年12月の調査で54.1万人⁴⁹、小・中・高等学校の不登校

⁴⁴ 「消費者契約法専門調査会報告書」・前掲注43、6、15頁

⁴⁵ 日本弁護士連合会「内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会「報告書」に対する意見書」（平29.8.24）4～6、13～15頁、『朝日新聞』（平29.8.28）

⁴⁶ 法制審議会・前掲注6、8～10、13～31頁

⁴⁷ 「平成28年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況（以下「平成29年版子供・若者白書」という。）」20～24頁。平成29年版子供・若者白書によると、前記6（4）イに記載の①キャリア形成施策の充実及び④社会参画プログラムの提供に関しては、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等において（同白書55～68、78、84頁等）、②シティズンシップ教育の導入・充実に関しては、文部科学省のほか、総務省（主権者教育）、法務省（法教育）、国税庁（租税教育）、金融庁（金融経済教育）、消費者庁（消費者教育）、厚生労働省（労働者の権利・義務に関する教育等）、外務省及び防衛省（外交や防衛についての情報提供等）において（同白書68～73頁）、③ワン・ストップ・センターの設置に関しては、（子ども・若者育成支援推進法13条及び19条で地方公共団体に設置の努力義務が課された「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」の設置及び活用推進が）内閣府において、（同白書44、74～75頁）、⑤子育てを社会全体で支え合う仕組みの充実等に関しては、内閣府、厚生労働省、文部科学省等において（同白書127～129、136～137、148～149頁等）、それぞれ取組が行われている。

⁴⁸ 総務省統計局「労働力調査（基本集計）平成28年（2016年）平均（速報）」（平29.1.31）15頁。本調査における若年無業者は、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者をいう。

⁴⁹ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「若者の生活に関する調査報告書」（平28.9）10頁

児童・生徒数の合計は平成28年度で18万2,977人（前年比7,423人増）⁵⁰いるなど、依然として困難を抱えた子ども・若者が多く存在していることが明らかになっている。

また、前記6（4）イ記載の③のようなワン・ストップ・センター等が設置された地方公共団体はいまだ一部にとどまっており、その効果は困難を抱える若年者に広く及ぶには至っておらず、同記載の②のようなシティズンシップ教育等も十分に実施の効果を発揮しているとはいえないとの指摘もある⁵¹。

7. おわりに

平成21年の法制審議会答申は、成年年齢を18歳に引き下げるのが適当であるとしたが、その条件として、懸念される様々な問題点の解決に資する施策の実現を求めた。その答申から8年経ったが、依然として成年年齢の引下げを不安視する声は根強く、とりわけ若年者の消費者被害の拡大への懸念が強い⁵²。一方で、既に18歳以上に引き下げられている選挙年齢と成年年齢を一致させ、政治参加の権利を得た若年者に民事上の権利や責任を持たせるのは当然であるとの意見もある⁵³。上川法務大臣は成年年齢を引き下げる民法改正案の早期の国会提出に意欲を示しており、今後の立案作業は加速すると思われる。

現在立案されている法案がどのような形で国会に提出されるのかについては、現時点において不明であるが、法制審議会答申で求められていた各施策や成年年齢の引下げに伴い改正が検討されている法令は広範囲であり、所管する府省庁も多岐に渡る。法案の国会提出に当たっては、成年年齢の引下げにより何が変わり、国民生活にどのような影響を及ぼすのか、そしてそのために必要とされる環境整備をどのように進めているのかについて、国民に分かりやすく説明されることが望まれる。

また、パブリックコメント（前記図表5参照）や消費者委員会のワーキング・グループにおいて、少なくとも5年は必要との意見が多かった法施行までの周知期間について⁵⁴、政府は3年程度を検討しているとされるので、その点の議論も必要であろう。

明治以来120年以上にわたり日本社会に受け入れられて根付き、安定的に運用されてきた成年年齢の引下げは、「国民一人一人にとって、人生が大きく左右されかねない改正」とも言われている⁵⁵。国民の不安を払拭するためにも、国会審議においては丁寧かつ多角的な議論が期待される。

（うちだ あやこ）

⁵⁰ 文部科学省初等中等教育局「平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（速報値）について」（平29.10.26）1頁。本調査によると、平成28年度の小・中学校の不登校児童生徒数は134,398人（前年度125,991人）、高等学校の不登校生徒数は48,579人（前年度49,563人）であった。

⁵¹ 日本弁護士連合会「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」・前掲注41、13頁

⁵² 『東京新聞』（平28.10.5）、『朝日新聞』（平29.8.28）、『中国新聞』（平29.9.3）。平成28年9月に実施された法務省のパブリックコメント結果では、施行に伴う支障がないとの意見が5件に対し、支障があるとの意見が172件に上っており、支障があるとした意見の9割が若年者の消費者被害に関するものとなっている。（『読売新聞』夕刊（平28.11.8）、『朝日新聞』（平28.11.9））

⁵³ 『読売新聞』（平29.8.12）

⁵⁴ 「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」・前掲注42、1頁

⁵⁵ 『中国新聞』（平28.9.5）